



一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（8月28日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（8月28日付）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

一級建築士の懲戒処分について

1 ^{さ さ き き み お}佐々木 公雄 (登録番号 第 184826 号)

① 処分の内容

令和6年3月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

岩手県内の各建築物（8物件）について、Kエス プランナー（岩手県知事登録（い）第1497号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の規定に違反する設計（各階の張り間方向及びけた行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組を、それぞれの方向につき、同項の表一の軸組の種類の種類に掲げる区分に応じて当該軸組の長さに同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計が、その階の床面積に同項の表二に掲げる数値を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積からその階の床面からの高さが1.35メートル以下の部分の見付面積を減じたものに同項の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上となるようにしなければならないにもかかわらず、1階の張り間方向及びけた行方向並びに2階の張り間方向について、これに適合しない設計）を行った。

以上